

一般社団法人佐賀県薬剤師会会費規程

平成 25 年 4 月 1 日 施 行

平成 28 年 4 月 1 日 一部改正

平成 31 年 4 月 1 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人佐賀県薬剤師会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第 9 条第 4 項及び一般社団法人佐賀県薬剤師会会員規程第 5 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(会費の種別)

第 2 条 本会会員の会費は、正会員 A 会費、正会員 B 会費、団体会員会費、賛助会員 A 会費、賛助会員 B 会費、賛助会員 C 会費及び特別会員会費とする。

(会費等の額)

第 3 条 種別毎の会費の額は、年度を単位とし、別表のとおりとする。

(納期及び徴収)

第 4 条 会費は、会長の指定する期日までに、地域薬剤師会又は職域薬剤師会を經由して本会に納付しなければならない。ただし、新規薬局開設に伴う正会員 A 会費並びに賛助会員会費及び特別会員会費は、本会に直接納付しなければならない。

(入会及び退会の時期による会費)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10 月 1 日以後に入会した会員の会費は、その年度の年額の 2 分の 1 額とする。ただし、賛助会員 C 会費を除く。

2 既納入した会費は、返還しない。

(督 促)

第 6 条 会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。なお、延滞割増金の額については理事会の決議により定める。

(会費等の減免)

第 7 条 会長は、疾病、傷痕、災害その他の理由によって会費の賦課が困難と認められる会員があるとき又は会長が特に必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、これを減免することができる。

(改 廃)

第 8 条 第 3 条以外の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

- 第1条 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
第2条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
第3条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。(特別会員会費の改正)
第4条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第7条一部改正)
第5条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第4条一部改正)

別 表

会費種別	金 額	摘 要
正会員A会費	日薬会費 18,000 円	平成28年 4月から適 用する
	県薬会費 24,000 円	
正会員B会費	日薬会費 7,000 円	
	県薬会費 7,000 円	
団体会員会費	県薬会費 2,000 円	
賛助会員A会費	日薬会費 18,000 円	
	県薬会費 24,000 円	
賛助会員B会費	日薬会費 7,000 円	
	県薬会費 7,000 円	
賛助会員C会費	県薬会費 1 新規薬局当り(注)200,000 円	
	県薬会費 処方せん1枚当り10 円	
	広域病院処方せん1枚当り100 円	
特別会員会費	日薬会費 0 円	
	県薬会費 0 円	

(注) 1 「新規薬局」とは、新たに開設した薬局をいう。

- 2 「1 新規薬局当り」の会費は、新規に薬局を開設した場合の1 回限りの会費とする。
ただし、新築移転等で薬局軒数が増加しない場合は含まない。